官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四五）　一
〔その他告示〕
○緊急復旧計画（フェーズ2）のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（外務一四九）　三
○アフガニスタン・イスラム共和国における地域社会の主導による気候変動適応推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件（同一五〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産五八四～五九九）　六
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同六〇〇）
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁四）
○道路に関する件（近畿地方整備局七一～七三）
○道路に関する件（九州地方整備局六五）　六
〔国会事項〕
令和八年二月中国際収支状況（速報）及び令和七年十～十二月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　七
〔叙位・叙勲〕
諸事項　七
〔皇室事項〕
諸事項　七
〔公　告〕
官庁
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　九
裁判所
相続、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　一〇
〔資　料〕
令和八年二月中国際収支状況（速報）及び令和七年十～十二月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　一〇

府　令

○内閣府令第四十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和六年内閣府令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引業等に関する内閣府令の特例）	（金融商品取引業等に関する内閣府令の特例）
第二条　国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業（国家戦略特別区域内にその主たる営業所又は事務所を有する者が、適格機関投資家等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条において「金商法」という。）第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家等をいう。以下この条において同じ。）を相手方として行う金商法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の十二第二項第一号及び第二号に掲げる要件に該当するものに限る。）に係る私募（金商法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）又は当該権利を有する適格機関投資家等が出資若しくは拠出をする金銭その他の財産の運用を行う金商法第二条第八項第十五号に掲げる行為を業として行うことをいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略	**第二条**　国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業（国家戦略特別区域内にその主たる営業所又は事務所を有する者が、適格機関投資家等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条において「金商法」という。）第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家等をいう。以下この条において同じ。）を相手方として行う金商法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の十二第二項各号に掲げる要件に該当するものに限る。）に係る私募（金商法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）又は当該権利を有する適格機関投資家等が出資若しくは拠出をする金銭その他の財産の運用を行う金商法第二条第八項第十五号に掲げる行為を業として行うことをいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域特例